

行田羽生資源環境組合会計管理者事務専決規程

令和4年4月1日

訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、会計管理者の権限に属する事務のうち、専決することのできる事項を定め、その範囲を明らかにするとともに、事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会計管理者の権限に属する事務について、常時会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決権者 専決することができる者をいう。

(専決の制限)

第3条 専決権者は、この訓令に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案が重要であるとき。
- (2) 事案が異例に属し、又は先例となるおそれがあるとき。
- (3) 事案について紛争があるとき、又は紛争を生ずるおそれがあるとき。
- (4) その他会計管理者が事案を知っておく必要があるとき。

(専決の報告)

第4条 専決権者は、必要があると認められるときは、専決した事項についてその要旨を会計管理者に報告しなければならない。

(総務施設課長専決事項)

第5条 総務施設課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、過誤納還付金及び過誤納還付加算金の支出命令の審査並びに支出に関すること。

- (2) 光熱水費、電話料及び郵便料金の支出命令の審査並びに支出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1件100万円以下の支出負担行為の確認、支出命令の審査及び支出に関すること。
- (4) 資金前渡精算書及び概算払精算書の審査に関すること。
- (5) 1件100万円以下の物品の購入、印刷の支出負担行為の決定及び支出命令に関すること。
- (6) 購入価格100万円以下の不用物品の決定又は処分及び収入の調定に関すること。

2 副参事の専決事項は、前項の規定を準用する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、行田羽生資源環境組合事務専決規程（令和4年訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。